

ペーパーレス会議用タブレット端末更新及び通信回線利用の調達仕様書

1 概要

本仕様書は、奥州市議会においてペーパーレス会議等で使用しているタブレット端末の更新及び新規調達を目的とした仕様を定めるものである。

なお、本調達は受注者がタブレット端末の供給（初期設定、MDM 設定、データ移行等を含む）、通信回線の提供を一体的に実施するものであるが、これらを分離して調達した場合、端末設定不具合や通信接続障害発生時において、原因の切り分け及び責任の所在が不明確となり、迅速な復旧対応に支障を来すおそれがある。特に議会開催時において通信及び端末の不具合が発生した場合、迅速な復旧対応が求められるため、単一事業者による一体的な保守体制が不可欠である。

また、MDM 設定、回線設定、端末設定は相互に密接に関連しており、一体的な構築及び保守対応が必要であることから、同一の受注者による一括履行とする。

2 本調達の受注者

上記 1 のとおり一括履行が必要となることから、本調達の受注者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条の規定による登録若しくは第 16 条第 1 項の規定による届出を行った電気通信事業者、又は同法第 73 条の 2 の規定により総務大臣へ届出を行った媒介等業務受託者でなければならない。

3 調達内容

本調達は次のア及びイにより構成する。それぞれ性質が異なることから契約は分離するが、履行は一体として行うことを前提とする。

ア タブレット端末 Apple 社製「iPad（最新世代）Wi-Fi+Cellular モデル」

議員分（更新）28 台及び事務局分（新規）3 台 合計 31 台

※端末は新品の購入とし、所有権は検収合格後に市へ移転するものであること。

※本調達は、既存の iPad 用ペーパーレス会議対応アプリケーション、MDM 設定環境、Apple Account による端末管理、並びに議員及び職員の操作習熟状況を前提とした運用を継続するものである。また、既存端末からのデータ移行及び MDM 環境の継続利用を確実に行う必要があり、他 OS 端末への移行に伴う設定再構築、運用変更、再教育等に多大なコスト及び業務影響が生じることから、互換性及び運用継続性の確保を最優先とし、iPadOS 端末を採用する。

イ 通信回線利用期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間

※奥州市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 18 年奥州市条例第 53 号）の規定に基づく長期継続契約とする。そのため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当市が本件に係る予算が減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することとなるので、了解の上、入札参加のこと。

4 タブレット端末調達の詳細

ア 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 ①事務局分 3 台 令和 8 年 7 月 1 日
②議員分 28 台 令和 8 年 8 月 19 日
※全てを令和 8 年 7 月 1 日までに納入することは妨げない。
- (2) 納入場所 奥州市議会事務局（奥州市水沢大手町一丁目 1 番地）

イ 端末の詳細

- (1) 3 ヶ月の期間内において正常に動作するもの（不意の故障等は含まない。）であるとともに、発注者の意図しない変更等が加えられていないものであること。
- (2) 機種については現行運用に支障のない範囲で最新世代とすること。
- (3) タッチパネル式ディスプレイ 11 インチの画面であること。
- (4) ストレージは 128GB 以上であること。
- (5) 色の指定はないが、31 台全てを同機種、同色とすること。
- (6) 電話番号を用いた回線交換による音声通話はできないこと。
- (7) 管理者パスワード等により機能制限ができること。
- (8) iPadOS は納品日現在で最新の状態にするとともにタブレット端末にインストールしたアプリケーションソフトウェア、その他必要となる機能等が全て正常に動作すること。

ウ 端末の初期設定等

- (1) 契約締結後、奥州市議会事務局担当者と打ち合わせを行い、奥州市情報セキュリティ規程（平成 22 年奥州市共同訓令第 1 号）及び奥州市議会タブレット端末使用基準に従いタブレット端末の初期設定をすること。
- (2) 初期設定等には、利用開始設定のほか、次の支援等を含むものとする。

	支援等の内容	備考
共通事項 (全台)	携帯端末管理サービス（MDM）の登録及び設定	設定する MDM の要件は本表下部に記載
	Wi-Fi 設定	
	モバイル通信設定	
	パスコードポリシー設定	文字数等は奥州市議会事務局が契約後に指定する
	指定アプリケーションのインストール	アプリケーションは奥州市議会事務局が契約後に指定する
	タブレット端末への識別番号の貼付	
	動作確認	
	液晶保護フィルムの貼付	フィルム及びケースは奥州市議会事務局が別途用意する
	保護ケースの装着	
事務局分 (3 台)	新規 Apple Account の取得支援	
	メールアドレス設定	
議員分 (28 台)	既存の Apple Account によるサインイン支援	
	現使用端末（iPad（第 6 世代）Wi-Fi + Cellular モデル）からのデータ移行	移行対象は写真、PDF、指定アプリ内データ、メール設定等のうち奥州市議会事務局が指定するものと

		する。利用者の認証情報が必要な場合は奥州市議会事務局又は利用者が入力する。
※MDM の要件 ・盗難や紛失した場合に、遠隔操作でロックやワイプが可能であること。 ・遠隔操作によるアプリケーションの配信及びインストールの制限が可能であること。 ・Web ブラウザを用いて管理画面を利用できること。 ・パスコード等による画面ロックを必須化できること。		

- (3) 初期設定等の費用は端末調達費用に含むこと。
- (4) 端末の納入時期が異なる場合は、納入時点でそれぞれ初期設定等を行うこと。

エ 使用者入替え等が発生した場合の支援

受注者は、使用者の入替え等が発生した場合、奥州市議会事務局が指定する場所において端末設定変更、MDM 再登録手続支援等の作業を実施できること。なお、その際の費用は別途見積りを要すること。

オ 納入

初期設定等を行い納入準備が完了した際は、その旨を奥州市議会事務局に報告し、担当者の指示に従い納入すること。納入の際に発生した梱包材等は受注者において回収・処分すること。

5 通信回線利用の詳細

ア データ通信回線

- (1) 1 台当たり 10GB／月以上のデータ通信が可能であること。月間上限到達後は通信速度制限を行うものとし、追加容量の自動付与、追加購入その他これに類する従量課金が発生しないこと。
- (2) インターネット接続サービスを含むこと。
- (3) 奥州市議会事務局が指定する URL 又はカテゴリについて、閲覧許可又は閲覧禁止の設定ができること。
- (4) 奥州市役所本庁舎、各総合支所その他市が指定する主要利用場所において、通常のデータ通信が可能であること。

イ 端末毎の通信回線の利用開始時期

通信回線は令和 8 年 7 月 1 日から利用を開始するが、端末の納入時期が異なることが想定されることから、端末毎の利用開始時期は次による。

- (1) 事務局分端末（3 台）
本調達によって納入された端末で、令和 8 年 7 月 1 日から利用を開始する。
- (2) 議員分端末（28 台）
 - ・令和 8 年 7 月 1 日以前に端末が納入される場合
本調達によって納入された端末で、令和 8 年 7 月 1 日から利用を開始する。
 - ・令和 8 年 7 月 2 日以降に端末が納入される場合
令和 8 年 7 月 1 日から 8 月 19 日までの間、必要に応じて現使用端末（SIM ロック解除済の iPad（第 6 世代）Wi-Fi+Cellular モデル）で回線を利用し、本調達による端

末が納入された時点で回線利用を納入端末に切り替える。現使用端末での通信利用については、本調達の受注者（又は受注者が提携する電気通信事業者）が提供する通信回線の品質として取り扱うものとする。

また、現使用端末に係る SIM カード発行等の手数料等が生じる場合は、契約事務手数料に含めて請求すること。

ウ 通信回線利用契約に含まれる費用

データ通信回線の利用料金のほか、次の費用を含むものとする。ただし、契約締結後に(1)及び(2)の料金変更が総務省から電気通信事業者に通達された場合、速やかに奥州市議会事務局と協議し、変更をすること。

- (1) ユニバーサルサービス料
- (2) 電話リレーサービス料
- (3) タブレット端末の補償に係るサービス料

※水濡れ、全損、破損、故障、紛失、盗難などのトラブルを補償範囲とし、トラブル発生の連絡後 3 営業日以内に代替のタブレット端末を納入できること。なお、通常想定される範囲の故障、破損、紛失等については契約に含まれるものとし、これを超え本サービスの対象外となる端末交換等に係る費用は、奥州市議会事務局と協議を要すること。

エ 通信回線利用契約に含まない費用

契約事務手数料（5 イ (2) において SIM カード発行が必要になる場合の手数料を含む）は本調達に係る契約額には含まず、回線利用初月に別途請求すること。

6 仕様適合確認

令和 8 年 6 月 2 日（火）までにタブレット端末の仕様がわかる資料（カタログ等）を奥州市議会事務局へ提出し、本仕様に適合するか必ず確認を受けること。提出方法は、書面の持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる。併せて、通信回線を提供する電気通信事業者を口頭又は書面等への附記により報告すること。

なお、令和 8 年 6 月 2 日（火）までに確認を受けない場合は、入札に参加できない。

奥州市議会事務局（市役所本庁舎 6 階）

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

FAX：0197-23-8199 電子メール：gikai@city.oshu.iwate.jp

7 検収

受注者は本仕様書による調達完了後、奥州市議会事務局による検収を受けること。検収は、全ての検収項目について適合していることを確認した時点で完了とし、検収完了日をもってタブレット端末調達に係る契約の履行完了日とする。通信回線利用契約については、契約期間各月の通信状況を確認し、別途検収する。

なお、検収の結果、本仕様書に適合しない事項が認められた場合は、受注者は発注者の指示に従い、無償で修補、交換その他必要な措置を講じること。この場合において、発注者は必要に応じて同一条件の他の端末についても追加確認を行うことができることとする。

(1) 検収項目①（全数確認）

- ・タブレット端末本体及び付属品の台数
- ・タブレット端末の型式、ストレージ等の仕様、外観の異常有無
- ・端末の起動
- ・通信回線接続、データ通信可否
- ・MDM 登録状況
- ・パスコード等のセキュリティ設定が適切に行われていること

(2) 検収項目②（任意の台数（概ね全体の 3 割程度）を抽出した確認）

- ・指定されたアプリケーションがインストールされ、起動、画面操作、通信に支障がないこと
- ・メール設定その他業務利用に必要な設定が適切に行われていること
- ・MDM による機能制限及び管理機能が正常に動作すること
- ・URL 又はカテゴリ接続制限等のセキュリティ機能が有効に機能すること

(3) 受注者は検収に際し、次の資料等を奥州市議会事務局に提出すること。

- ・作業完了報告書（様式は任意とする）
- ・端末一覧（シリアル番号、回線番号、MDM 登録、設定内容が記載されたもの）
- ・保証・補償内容が記載された書面

8 その他

本仕様書に記載のない事項は、市と協議の上、決定するものとする。